

【夏合宿第1問】

甲は以前から数回にわたり、乙と共に民家に侵入して強盗を行っていた。

本件においても、乙から本件犯行に誘われた甲は、令和2年7月19日23時頃、乙と合流してV宅付近の下見をした。その後、V宅の明かりが消えたのを確認したら、乙が屋内に侵入し、内部から入り口の鍵を開けて侵入口を確保した上で、甲も屋内に侵入して強盗に及ぶという計画を立てた。

そして、同年7月20日1時頃、V宅の明かりが消えたのを確認した乙は、当初の計画通りV方の窓を割って1階の台所に侵入し、内側から玄関の施錠を外して甲のための侵入口を確保した。

その際、逃走用の自動車の中で待機していた甲は、窓ガラスの割れる音を聞きつけた近隣住民が現場付近に集まってきたのを目撃し、犯行の発覚を恐れて、屋内にいる乙に電話をかけ、「人が集まっている。早くやめて出てきた方がいい」と言った。しかし、何も盗らないで逃げることに抵抗を感じた乙は、「もう少し待って」と言った。これに対し、甲は、「危ないから待てない。先に帰る」と乙に伝えたところ、乙はこれを承諾したため、甲は乗っていた車で逃走した。

その後、乙は、甲が現場を離れた直後の同日1時半頃、甲が準備して事前に手渡していた刃渡り20cmの包丁でVの上腕部等を切りつけ、全治3ヶ月の怪我を負わせた上で、V宅内の居間のタンスの中に保管されていた現金20万円と貴金属数点を奪って逃走した。

甲及び乙の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成21年6月30日第三小法廷決定